

1 計画策定の趣旨

がんは、昭和56年から日本人の死亡原因の第1位となり、現在では、日本人の2人に1人が罹患しています。令和2年には年間約37万人が亡くなっています。本市においても死因の第1位はがんであります。がんは加齢により発症リスクが高まるため、今後高齢化が進むにつれて、がん対策の重要性が増していくと見込まれます。

また、山梨県では、肝がんによる死亡率が全国平均よりも高く、令和2年は75歳未満の死亡率が17年ぶりに増加し、全国で5番目に高い状況であり、その主な原因是C型肝炎の感染が関係することから、肝炎対策も重要な課題となっています。

こうした状況により、国では平成19年にがん対策基本法、平成20年に肝炎対策基本法を制定し、これに基づき「がん対策推進基本計画」、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」が策定されました。山梨県においても平成20年から「山梨県がん対策推進計画」、平成24年から「山梨県肝炎対策推進計画」が策定され、がんによる死者の減少のための指針を示し、がん及び肝炎の予防や、患者と家族を支える体制が整備されました。本市においても平成25年に健康増進計画を策定するとともに、重点目標と具体的目標値を示した「がん対策推進計画 中央」「肝炎対策推進計画 中央」を策定してきました。

2 計画の位置付け

本計画は国のがん対策基本法及び肝炎対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」によって策定された「山梨県がん対策推進計画」、「山梨県肝炎対策推進計画」の内容を踏まえるとともに、「第4次中央市健康増進計画」との連携・協働を図り策定します。

3 計画の期間

本計画は「第4次中央市健康増進計画」と同様に令和5年度から令和9年度までの5か年とし、健康づくり推進協議会などにおいて評価、見直しを行っていきます。